

# 富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）

## 一部早期支給 申請受付要項

【要請期間】 令和3年8月20日（金）から同年9月12日（日）まで

【受付期間】 令和3年8月27日（金）から同年9月10日（金）まで

### 1 一部早期支給の概要

富山県による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び第31条の6第1項に基づく営業時間の短縮等の要請（令和3年9月12日まで）（以下「時短要請」といいます。）に全面的にご協力いただける県内の飲食店等を運営する事業者のうち、富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）（以下「協力金（第3次）」といいます。）の一部早期支給を希望される中小企業又は個人事業主に対し、要請期間の終了を待たずに、協力金（第3次）の一部を早期支給いたします。

### 2 支給額

富山市内の店舗 36万円（3万円（協力金（第3次）下限額）×12日分）

富山市以外の店舗 30万円（2.5万円（協力金（第3次）下限額）×12日分）

### 3 申請方法

#### （1）郵送による申請

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

※令和3年9月10日（金）当日消印有効

（特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

＜宛先＞ 〒930-8501（住所記載不要）

富山県新型コロナウイルス拡大防止協力金事務局 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

#### （2）オンライン申請【令和3年8月31日（火）から受付開始】

県のHPを確認してください。

<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/kenkou/kyouryokukin.html>

※申請は令和3年9月10日（金）23時59分までに送信を完了してください。



#### ＜ご注意ください。＞

○一部早期支給を選択された方であっても、要請期間終了後に本申請が必要です。

○一部早期支給は希望制であり、9月13日（月）から受け付ける本申請のみを行うこともできません。（最終的な支給金額は変わりません。）

## 4 要請内容（令和3年8月20日～9月12日）

対象地域	富山市（まん延防止等重点措置区域）	県内全域（富山市除く）
営業時間	午前5時～午後8時	午前5時～午後8時
酒類提供	提供を自粛（終日） （利用者による店内持込を含む）	午後7時まで
カラオケ設備※	利用自粛（終日）	特に制限なし

※飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備

## 5 一部早期支給の支給要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- （1）中小企業基本法上の中小企業又は個人事業主であること。
- （2）対象店舗が、時短要請前から継続して午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている飲食店であること。

※食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗であること。

※以下の店舗等は対象外となります。

- ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ 宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの等）

- （3）対象店舗が、業種ごとのガイドラインを遵守していること。

- （4）対象店舗が、令和3年8月20日（金）午後8時から同年9月12日（日）深夜12時までの全ての期間において時短要請（午後8時から翌朝5時までの時間帯の営業自粛）にご協力いただくこと。（終日休業とした場合も含む。）

※まん延防止等重点措置区域（富山市内）の対象店舗については、終日、酒類の提供及びカラオケ設備（飲食を主として業としている店舗でのカラオ

ケ設備)の利用を自粛すること。

※富山市以外の対象店舗については、酒類の提供を午後7時までとしていること。

(5) 令和3年8月20日(時短営業要請日)以前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年9月12日以降であること。

(6) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。

(7) 県から、検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。

(8) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

なお、提供いただきました情報につきましては、富山県警察本部をはじめとする各種行政機関に照会させていただくことがあります。

(9) 要請期間終了後に、必ず本申請をしていただくこと。

また、本申請時において、原則、売上高方式※で申請すること。


※売上高方式：前年又は前々年度の1日当たりの売上高を基に、協力金の支給額を算出する方式(中小企業又は個人事業主を対象とした申請方式)

(10) これまで富山県からの要請に対して継続して協力し、要請違反の事実がないこと。

## 6 申請手続き等

### (1) 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 県のホームページからダウンロード → 
- ・ 県及び各市町村の所定の窓口
- ・ 各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口受け取りは、8月27日(金)以降となります。  
当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

### (2) 申請書類

「交付要件・提出書類チェックリスト」で規定する申請書類を確認してください。  
また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することもありますので、申請書提出時に、必ず控えをとり保管ください。

そのほか、書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定とする場合があります。

## 7 本申請について

本申請は、令和3年9月13日（月）から申請を受け付けます。

（具体的な申請手続き等については別途ご案内いたします。）

一部早期支給を受けた場合は、要請期間終了後、本申請が必要です。

また、本申請の際に算出した総支給額と一部早期支給分との差額については、本申請における審査の後、追加支給いたします。

一部早期支給を希望されない方や申請できない方（大企業等）につきましては、9月13日（月）からの本申請のみの手続となります。

※ 既に富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証を受けている店舗については、本申請における協力金（第3次）をお支払いの際に、10万円（定額）を上乗せします。

認証を受けていない店舗のうち、今回の協力金（第3次）を機に認証の申請を希望する店舗は、9月12日（日）までに認証申請をお願いします。

なお、協力金への10万円（定額）の上乗せは、協力金の本申請後、認証店舗となった場合のみ支給となります。

認証申請の方法は、HP (<https://toyama-ninsho.jp/>) をご確認ください。

電話でのお問合せは、富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度事務局までお願いします。

（電話番号：076-444-5311、受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を除く））

## 8 その他

- 1 協力金（第3次）の一部早期支給の決定後、申請要件に該当しない事実や要請に応じていないなどの不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消し、あるいは、期限を定めて返金を求めます。これを申請事業者が納期日までに返金しないときは、協力金の返金とともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（支給した協力金（第3次）の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払っていただくこととなります。
- 2 協力金（第3次）一部早期支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の時短要請への取組に係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 協力金（第3次）の一部早期支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。法人と個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすること

はできません。

- 4 申請書類の審査の結果、協力金の支給を決定したときは、後日、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。

申請書類の審査の結果、協力金の不支給を決定したときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

## 9 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等はありません。**

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-8903 受付時間：午前9時～午後5時（土日も開設）

